○国土交通省告示第六百五十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

関越自動車道上越線

佐久市大字下平尾字丸山二七四二番五から同市大字下平尾字中山寺二六二一番二まで

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　佐久市（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　長野県佐久市中込三〇五六

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容　兼用工作物の維持、修繕、災害復旧その他の管理

五　協定の発効日　平成二十四年四月一日

六　その他　平成七年三月十日付け建設省告示第五百八十七号の三は廃止する。

○国土交通省告示第六百五十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第二号及び第九条第一項第二号の規定による協議が成立したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月三十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　道路の種類　高速自動車国道

二　路線名及び位置

関越自動車道上越線

長野県上高井郡小布施町大字大島字松川尻六三三番七から同県上高井郡小布施町大字飯田字欠下九九五番四まで

三　他の工作物の管理者の名称及び所在地

名　称　都市公園管理者　小布施町（都市公園法第二条の三の規定による管理者）

所在地　長野県上高井郡小布施町大字小布施一四九一番二

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理内容　兼用工作物の維持、修繕、災害復旧その他の管理

五　協定の発効日　平成二十四年四月一日

六　その他　平成八年二月二十六日付け建設省告示第二百七十二号は廃止する。

○東北地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
にかほ市象潟町字上狐森一二番三から同市平沢字前田一三三番七まで	前	BA 一一・〇五～一一・四一～一一・〇五～一一五五・四〇～一三九八・八五	一四・五〇六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一一・〇五～一一・四一～一一五五・四〇～一三九八・八五	一三・二四三	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
気仙沼市唐桑町只越一番一五から同市唐桑町只越一番九二まで	前	二八・三六～五九・五三	一四〇
	後	三五・九九～六〇・五一	一四〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	気仙沼市唐桑町只越一番一五から同市唐桑町只越一番九二まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年五月三十一日

○中部地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
高山市上切町八八六番一から同市上切町九二二番一まで	前	四五・〇〇～七六五・〇〇	一四九五
	後	五三・〇〇～七六五・〇〇	一四九五

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年五月三十一日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二号